

平成24年6月7日

会 員 各位

社団法人熊本県建設業協会

経営事項審査制度の改正に伴う申請書様式一部変更の周知について

標記の件につきまして、別添のとおり熊本県土木部監理課長より熊本県建設産業団体連合会を介して通知がございましたので、ご周知申し上げます。

なお、申請書様式の変更は下記のとおりとなっておりますが、土木部監理課ホームページにも掲載されておりますので、ご確認下さい。

変更箇所（申請書様式別紙三）

- ・社会性等（労働福祉の状況）に係る評価項目のうち、「健康保険及び厚生年金保険」を「健康保険」と「厚生年金保険」に区分し、各項目ごとに審査する。
- ・「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」の各項目について、未加入の場合、それぞれ40点の減点（3保険に未加入の場合、120点の減点）とする。

【熊本県のホームページ 土木部監理課のコーナー】

<http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/91/>

新着情報：2012年6月6日 経営事項審査制度の改正について



監第 291 号
平成 24 年 6 月 6 日

熊本県建設産業団体連合会会長 様

熊本県土木部監理課長

経営事項審査制度の改正に伴う申請書様式一部変更の周知について（依頼）

このことについて、平成 24 年 5 月 1 日付け国土交通省告示第 523 号をもって建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準が改正されました（以下、新基準という）。

平成 24 年 7 月 1 日の施行日以降、経営事項審査を受審する場合、別添のとおり新しい「経営規模等評価申請書（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）別記様式第二十五号の十一別紙三）（以下、新様式という）」が必要になります。

つきましては、建設業事業者が、来る 7 月 1 日以降の経営事項審査を受審する際に新様式での受審が必要になり、かかる様式については熊本県公式ホームページ（土木部一監理課）に掲載しますので、周知していただきますようお願いいたします。

なお、施行日より前に審査が完了し、かつ新基準による再審査が必要になる建設業事業者については、別途お知らせする予定ですので、念のため申し添えます。

〔問い合わせ先〕

熊本県土木部監理課建設業班

松本・小城

電話：096-333-2485

FAX：096-381-5404

その他の審査項目 (社会性等)

申請者

労働福祉の状況			
雇用保険加入の有無	項番 4 1	3 □	[1.有、2.無、3.適用除外]
健康保険加入の有無	4 2	3 □	[1.有、2.無、3.適用除外]
厚生年金保険加入の有無	4 3	3 □	[1.有、2.無、3.適用除外]
建設業退職金共済制度加入の有無	4 4	3 □	[1.有、2.無]
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 5	3 □	[1.有、2.無]
法定外労働災害補償制度加入の有無	4 6	3 □	[1.有、2.無]
建設業の営業継続の状況			
営業年数	4 7	3 5 □ □ □ (年)	
		初めて許可(登録)を受けた年月日	休業等期間
		昭和 年 月 日	年 月 日
		平成 年 月 日	年 月 日
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	4 8	3 □	[1.有、2.無]
		再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日
		平成 年 月 日	平成 年 月 日
		再生手続又は更生手続終結決定日	
		平成 年 月 日	
防災活動への貢献の状況			
防災協定の締結の有無	4 9	3 □	[1.有、2.無]
法令遵守の状況			
営業停止処分の有無	5 0	3 □	[1.有、2.無]
指示処分の有無	5 1	3 □	[1.有、2.無]
建設業の経理の状況			
監査の受審状況	5 2	3 □	[1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、 3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]
公認会計士等の数	5 3	3 5 □, □ □ □ (人)	
二級登録経理試験合格者の数	5 4	3 5 □, □ □ □ (人)	
研究開発の状況			
研究開発費(2期平均)	5 5	3 5 10 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ (千円)	
		審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ (千円)	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ (千円)
建設機械の保有状況			
建設機械の所有及びリース台数	5 6	3 5 □ □ □ (台)	
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況			
ISO9001の登録の有無	5 7	3 □	[1.有、2.無]
ISO14001の登録の有無	5 8	3 □	[1.有、2.無]

審査印

記載要領

- 1 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば のように右詰めで記入すること。
- 2 「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについて公共職業安定所の長に対する届出を行つている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 3 「健康保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行つている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 4 「厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行つている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 5 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 6 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「1」を、いずれにも該当しない場合は「2」を記入すること。
 - (1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
 - (2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
 - (3) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
 - (4) 厚生年金基金が設立されていること。
 - (5) 法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
 - (6) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
 - (7) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。
- 7 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、(財)建設業福祉共済団、(社)全国建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基因となつた業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場

合は「2」を記入すること。

- 8 **4** **7**「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。
- 9 **4** **8**「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。
- 10 **4** **9**「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入すること。
- 11 **5** **0**「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 12 **5** **1**「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「1」を、受けたことがない場合は「2」を記入すること。
- 13 **5** **2**「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合は「2」を、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、いずれにも該当しない場合は「4」を記入すること。
- 14 **5** **3**「公認会計士等の数」及び**5** **4**「二級登録経理試験合格者の数」の欄のうち、公認会計士等の数については、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者の人数の合計を記入すること。
- 15 **5** **5**「研究開発費（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「0」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。
- 16 **5** **6**「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別

表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベルについて、台数の合計を記入すること。

- 17 **5** **7** 「ISO9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。
- 18 **5** **8** 「ISO14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限定されている場合を除く。）は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（2期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

